

議会運営委員会行政視察概要

1 視察月日 令和4年10月27日（木）～28日（金）

2 視察先及び視察事項

（1）岡山市

- ① 議会の構成について
- ② 議会の役職等について
- ③ 本会議の質疑・質問等について
- ④ 討論について
- ⑤ 議会運営委員会について
- ⑥ 予算審査について
- ⑦ 決算審査について
- ⑧ その他の特別委員会について
- ⑨ 常任委員会について
- ⑩ 請願・陳情の取扱いについて
- ⑪ 自席における発言について
- ⑫ 議場の設備（演壇、発言台等）について

（2）神戸市

- ① 議会の構成について
- ② 議会の役職等について
- ③ 本会議の質疑・質問等について
- ④ 討論について
- ⑤ 議会運営委員会について
- ⑥ 予算審査について
- ⑦ 決算審査について
- ⑧ その他の特別委員会について
- ⑨ 常任委員会について
- ⑩ 請願・陳情の取扱いについて
- ⑪ 自席における発言について
- ⑫ 議場の設備（演壇、発言台等）について

3 視察委員

委員長	原	典	之
副委員長	堀 添		健
委員	青 木	功	雄
同	野 田	雅	之
同	矢 沢	孝	雄
同	宗 田	裕	之
同	大 庭	裕	子
同	渡 辺		学
同	かわの	忠	正
同	浜 田	昌	利
同	田 村	伸一郎	
同	木 庭	理香子	

4 視察概要一①

(1) 視察先

岡山市

(2) 視察月日

10月27日(木)

(3) 対応者

議会事務局議事課課長補佐

議会事務局議事課議事係長



(4) 調査項目

① 議会の構成について

ア 条例定数

46人(平成27年4月改正)

現員46人

イ 会派所属議員数

自由民主党岡山政隆会 7人

日本共産党岡山市議団 5人

公明党岡山市議団 8人

自由民主党岡山市議団 6人

おかやま創政会 5人

自由民主党岡山市議団新政会 9人

その他会派(4会派。無所属クラブ3人、無所属の会1人、女性いきいき1人、あけぼの1人)

② 議会の役職等について

ア 正副議長の選出方法

本会議において投票で決定

イ 議選監査委員の選出方法

会派代表者会議で選出会派を内定

ウ 常任委員会正副委員長の選出方法

会派代表者会議を経て各委員会において互選により選出

③ 本会議の質疑・質問等について

ア 形態及び発言時間、回数制限、質問残時間の把握方法

(ア) 代表質問・質疑

《代表質問》

会派代表による質問と上程された議案に対する質疑を併せて行う。

- ・実施日程：2月定例会及び9月定例会において3日間行う。
- ・質問方式：一問一答方式も選択可。なお、一括又は一問一答方式による質問の1回目に対する答弁は、質問の大項目ごとに分割して行う。
- ・発言人数：各会派1人
- ・発言の順序：5人以上の会派は、所属議員の多い会派順。3人以上5人未満の会派は、5人以上の会派の代表質問が終わった後に行い、発言の順序は所属議員の多い会派順。
- ・発言時間：5人以上の会派 60分以内
3人以上5人未満の会派 40分以内
- ・発言回数：再々質問（3回以内）

《代表質疑》

会期中に追加して提出された議案については代表質問及び個人質問とは別に質疑の時間を設けている。

(イ) 一般質問（個人質問）

議員個人による質問と上程された議案に対する質疑を併せて行う。

- ・実施日程：毎定例会において5日間行う。
- ・質問方式：代表質問を行わない定例会は、会派持ち時間制とし、質問方式は一問一答方式を選択することができる。なお、一括又は一問一答方式による質問の1回目に対する答弁は、質問の大項目ごとに分割して行う。
- ・発言人数：会派による人数制限はしていないが、代表質問を行った者は個人質問をすることができないとしている。
- ・発言の順序：通告順による。ただし、発言通告期間の最初と最後の1時間については、それぞれ抽選としている。

なお、毎定例会、個人質問ができない正副議長、議会運営委員会委員長及び監査委員（2人）の5人を除く41人中、30人から35人程度が通告し質問している。

- ・発言時間・回数：

《一括質問方式》

- ・発言時間（答弁含まず）：

代表質問を行う定例会：20分以内

代表質問を行わない定例会：10分、20分、30分の
選択制とし、会派持ち時間の範囲内で調整

・発言回数：再々質問（3回以内）

《一問一答方式》

・発言時間（答弁含まず）：20分以内

・発言回数：制限なし

イ 通告方法について

（ア）代表質問

定例会開会日の本会議散会後から、その会派の代表質問に入る日の3日前の午後5時までとしている。

（イ）一般質問（個人質問）

定例会開会日の本会議散会後から、個人質問の始まる日の3日前の午後3時までとしている。ただし、通告締切日に代表質問を行っている場合は、午後1時までとしている。

④ 討論について

ア 通告方法について

議長宛てに、本会議最終日（議決日）前日の午後5時までに発言通告書を提出するのを通例としている。

イ 全会派が賛成又は反対している案件についての討論の可否

特に定めていないが、議会運営委員会の決定事項により、全会一致で議決されることが見込まれる事件に対する討論は、議事の円滑を図るため、極力控えるものとすることを取り決めている。（全会一致賛成討論の事例は複数あり）

ウ 発言時間について

30分以内

⑤ 議会運営委員会について

ア 定 数：9人

イ 任 期：2年。ただし、後任者の選出まで在任する。

ウ 設置根拠：岡山市議会委員会条例

エ 委員及び正副委員長の選出方法：

- ・委員：5人以上の会派から所属議員数の比例により選出する。各会派から選出できる委員数は、所属議員数5人につき1人とする。
なお、定数に満たない場合は所属議員数に応じて比例按分する。

・正副委員長：委員会における互選。

※3人以上5人未満の少数会派については、当該会派の議員1人に対して委員外議員として出席要請をしている。

オ 協議事項の決定方法：申し合わせ等は特になし。

カ 請願・陳情の付託、審査状況（今期）：0件

⑥ 予算審査について

一般会計予算は分割付託し、歳入全部、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用は総務委員会に、歳出、債務負担行為、継続費、繰越明許費等は所管に応じ区分して各常任委員会にそれぞれ付託している。なお、特別会計予算は、所管に応じて付託し、分割していない。

⑦ 決算審査について

分割付託し、一般会計決算は、所管に応じ区分して各常任委員会に、特別会計決算及び企業会計決算は、所管に応じて付託し、分割していない。

なお、令和元年までは、一般会計、特別会計及び企業会計の各決算は、3特別委員会を設置して付託し、閉会中継続審査としていたが、各委員会の開催時間の平準化・効率化の観点から、各常任委員会に付託することとした。

⑧ その他の特別委員会について

ア 設置時期

継続的に設置するものは、改選後最初の本会議の議決による。調査期間は2年が慣例。その他必要に応じ設置するものは、必要の都度、本会議で議決をしている。

イ 正副委員長の選出方法

委員による互選

ウ 活動状況

委員会は、付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができるとしている。

エ 各特別委員会の設置日、定数及び開催日数

令和3年実績

特別委員会名	設置日	定数(現員)	開催日数
大都市行財政制度調査特別委員会	令和3年5月14日	11人(11人)	5日
地域・まちなか未来づくり調査特別委員会	令和3年5月14日	11人(11人)	2日
SDGs・脱炭素社会調査特別委員会	令和3年5月14日	10人(10人)	3日
移住定住・子育て調査特別委員会	令和3年5月14日	10人(10人)	2日
新型コロナウイルス感染症対策等調査特別委員会	令和3年5月14日	11人(11人)	4日

※新型コロナウイルス感染症対策等調査特別委員会以外の特別委員会は、正副議長及び監査委員2人を除く議員がいずれか一つの特別委員会に所属している。

⑨ 常任委員会について

ア 各常任委員会の定数及び開催日数（うち閉会中の開催日数）

令和3年実績

常任委員会名	定数(現員)	開催日数	うち閉会中開催
総務委員会	10人(9人)	16日	7日
保健福祉・協働委員会	9人(9人)	13日	6日
市民・産業委員会	9人(9人)	13日	6日
都市・環境委員会	9人(9人)	14日	7日
子ども・文教委員会	9人(9人)	14日	6日

※各委員会の委員会協議会は、閉会中に4回開催している。

イ 閉会中の継続審査及び調査について

閉会中の継続審査及び継続審査の申出にて、本会議最終日に議決している。

ウ 請願・陳情の審査

(ア) 請願の審査における紹介議員の趣旨説明

行っていない。

(イ) 請願・陳情の審査に当たっての提出者の意見陳述の実施及びその方法

行っていない。

エ 傍聴者への資料提供について

委員会配付資料と同じものを1部閲覧用資料として委員会室に設置し、委員会開会中に限り閲覧できるようにしている。

⑩ 請願・陳情の取扱いについて

ア 令和3年の受理件数

請願： 0件

陳情： 51件

イ 令和3年の処理状況 ※前年からの継続審査を処理したものを含む

請願：採択0件、一部不採択0件、不採択0件、継続審査0件、
取下げ0件

陳情：採択13件、一部不採択0件、不採択16件、継続審査17件、
取下げ2件、請願に適合しない1件

ウ 請願と陳情の取扱いの差異

基本的に紹介議員に関する部分以外の差異はなく、いずれも委員会

付託の上、委員会にて審査・採決したのち、本会議で委員長報告を経て採決している。

ただし、陳情については、議長が申し合わせ（※）に該当すると認めるときは、議運に諮り、委員会付託をしないことができる。

（※）…「個人の秘密を暴露するもの」、「訴訟継続中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの」、「市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの」、「個人名若しくは個人名を容易に推測できる役職名等があり、個人を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの」

また、「市内に住所を有する者」、「市内に事務所を又は事業所を有する個人又は法人その他の団体」、「市内の事務所又は事業所に勤務する者」及び「市内の学校に在学する者」以外から送付された陳情は、委員会に付託せず、関係委員会に文書写しを配付にとどめることとしている。

エ 付託の時期

議案等の委員会付託にあわせて付託することとしているため、委員会付託予定日の5日前を締切としている。それ以降に受付したものは、緊急のものを除いて、次の定例会で付託している。

オ 審査方法

議案等とともに審査し、その結果を議長に報告している。

なお、報告書については写しを議員に印刷配付し、口頭報告は省略している。

カ 処理

（ア）提出者への通知

採択・不採択の決定したものについては、結果を議会で付した意見及び措置とともに提出者に通知している。また、審議未了廃案となったものについても提出者に通知している。

（イ）執行部への通知

採択の上、当局の善処方を要望するものについては、直ちに市長、その他の執行部に送付し、報告を求めている。

その処理の経過並びに結果についての報告は、次の定例会において諸報告として全議員に写しを配付し議長から報告している。

⑪ 自席における発言について

ア 自席におけるマイク設備の有無

議 員：無

理事者：有

イ 自席における発言機会

理事者：議案の提案説明（市長のみ）、質問における答弁（市長以外）

⑫ 議場の設備（演壇、発言台等）について

《演壇》

ア 使用機会

議員：質疑、質問、討論、委員長報告、提案説明、挨拶 等

理事者：提案説明、答弁等（市長のみ）

イ 発言後から次の発言までの待機場所

議員：対面式演壇横脇机

理事者：自席

ウ 次の発言者の待機場所

議員：自席

理事者：市長のみ自席で待機

※その他の理事者は自席で発言

《発言台（対面式演壇）》

ア 使用機会

議員：再質疑・再質問、予算特別委員会・決算特別委員会総括質疑

理事者：なし

イ 発言後から次の発言までの待機場所

議員：対面式演壇横脇机

ウ 次の発言者の待機場所

議員：自席

（５） 主な質疑内容等

（委員） 副議長が一人会派から選出された経緯について

（説明者） 令和３年５月に、正副議長選挙を実施し、議長には和気健議員が、副議長には下市このみ議員が当選した。下市議員は、選挙時は、無所属３人からなる会派に属していたが、副議長当選後に会派を解消したため、現在は所属議員が１人の女性いきいきに所属している状況である。

（委員） 会派数が多い理由について

（説明者） 現在６会派であるが、これまでも６から７会派程度の会派数で推移している状況である。

（委員） 個人質問における発言の順序を抽選としている理由について

（説明者） 個人質問は通告順であるが、発言の順序で最初と最後は人気

あるため、発言通告期間の最初と最後の1時間は抽選としており、実際に抽選する人数も多い状況である。

(委員) 本会議及び委員会における飲物の持込みについて

(説明者) 本会議場においては禁止しているが、演壇に水差しを用意している。また、委員会室においては入口付近に水及びコップを用意しており、必要な委員が飲物を持込みしている。

(委員) 本会議の傍聴人数が多い理由について

(説明者) 本会議の傍聴人数は、コロナにより減少したが、令和元年は1,008人、令和2年は546人、令和3年は552人であり、各議員が積極的に市民への声掛けを行っているからだと思われる。

(委員) 議運における協議事項の決定方法について

(説明者) 議論し全会一致にならないければ、挙手採決を行い、多数決により決定している。

(委員) 議運における少数会派の委員外議員の扱いについて

(説明者) 3人以上5人未満の少数会派における意見等の発言は可能であるが、表決権はない。

(委員) 議運の事前調整を行う会議体の有無について

(説明者) 理事会等の事前調整の場はないが、現在、理事会の必要性について議論を行っているところである。

(委員) 団長会議等の事前調整を行う会議体の有無について

(説明者) 会派代表者会議がある。

(委員) 特別委員会における複数委員会への所属の考えについて

(説明者) 一人一委員会としているが、令和3年5月に新型コロナウイルス感染症対策等特別委員会が新たに設置され、特別委員会の数が4つから5つとなったため、新型コロナウイルス感染症対策等特別委員会とその他の特別委員会の2つの委員会に所属する議員もいる状況である。

(委員) これまでに設置された特別委員会について

(説明者) 現在5つの特別委員会が設置されているが、これまでは4つの特別委員会を設置しており、調査期間は2年で、最近では、新庁舎整備調査特別委員会、災害に強いまちづくり調査特別委員会等が設置されていた。

(委員) 常任委員会と特別委員会との協議事項の差異について

(説明者) 常任委員会は所管局ごとに、特別委員会は付議事件により局横断的に協議が行われている。

(委員) 請願の受理件数がゼロ件の理由について

(説明者) 請願の提出状況としては、近年、ゼロ件の状況が続いているが、

請願と陳情における審査の区別がなく、陳情の採決も請願と同様に本会議で行うため、紹介議員となる議員がないものと思われる。

(委員) 付託しない陳情の取扱いについて

(説明者) 市外に住所を有する者から郵送により提出された陳情は、委員会付託をせず、関係委員会に本文写しを配付することとしており、この規定は以前からある。また、議員や市民から、提出者の住所が市外で郵送により提出された陳情も付託し審査してほしいとの意見は特段聞いていない。

(委員) 陳情書を要望書として扱った理由について

(説明者) 提出者が採択や不採択の結論を出すことを望まず、議員に要望内容を伝えたい場合には陳情書ではなく要望書として扱っている。また、陳情の提出要件に満たないものも要望書として扱っている。

(委員) 本会議場の演壇及び発言台（対面式演壇）の使用方法について

(説明者) 代表質問や個人質問等の1回目の発言については、演壇で発言し、再質問以降は発言台で発言している。演壇での質問が終わった議員は、発言台横の席に着席する。また、執行部は、市長のみ演壇で発言をし、他の局長等は自席で発言を行っている。

(委員) 会議規則における演壇及び発言台（対面式演壇）の用語の使い分けについて

(説明者) 会議規則では、「発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇しなければならない。」と規定しており、登壇の場所は指定していない。

(委員) ペーパーレス会議におけるアプリケーションの選定理由について

(説明者) ペーパーレス会議は、令和3年1月に議運で本格運用を開始し、令和4年4月に常任委員会及び特別委員会で本格運用を開始したところであるが、先行自治体を参考に、moreNOTEやSideBooksを比較検討した結果、本市ではSideBooksを導入したところである。

(委員) 導入したタブレット端末の種類について

(説明者) タブレット端末については、議員にはA4サイズと同等の大きさであるiPad Proの12インチとし、また、執行部には一回り小さいサイズのiPad Airとした。また、委員会室にWi-Fiがなく、持ち運びができるようにセルラーモデルとした。

(委員) タブレット端末をセルラーモデルとした理由について

(説明者) 委員会室にはWi-Fiが設置されておらず、また、タブレット端末を持ち運びして使用できるようにモバイル通信ができるセルラーモデルとした。

(委員) 岡山市議会テレビの実施状況、予算及び契約方法について

(説明者) 平成28年3月から放送を開始しており、各定例会を取材した内容を年4回放送している。予算は、1回122万円で、年4回作成しているため、毎年488万円の予算を確保している。なお、番組制作は委託し、プロポーザルで委託先を決定しているため、放送するテレビ局が年によって異なることがある。なお、今年度は2社から提案があった。

(委員) 岡山市議会だよりの予算及び市民等への配付方法について

(説明者) 市議会だよりは、年4回発行し、令和4年度の印刷製本費は970万円である。また、配付方法については、各町内会には執行部が作成する広報誌「市民のひろば おかやま」と一緒に委託業者が配付をし、企業、病院、警察、老人ホーム、郵便局、他市町村、マスコミ等には郵送により配付している。

(委員) 行政区ごとの議員が集まる会議及び合併前の地区ごとの会議の有無について

(説明者) 行政区ごとに協議会を設置し、各区の課題等について、区役所と協議を行っているが、議会局としての関わりがないため詳細は把握していない。行政区ごとの常任委員会の設置については特段議論していない。

また、合併前の地域協議会等を単位とした会議については、現在は行っていない。

4 視察概要一②

(1) 視察先
神戸市

(2) 視察月日
10月28日(金)

(3) 対応者
市会事務局議事課長
市会事務局議事課担当係長



(4) 調査項目

① 議会の構成について

ア 条例定数 69人(平成18年3月改正)
現員69人
※令和5年4月から議員定数は65人

イ 会派所属議員数

自由民主党	19人
公明党	12人
日本維新の会	10人
日本共産党	9人
立憲民主党	6人
つなぐ	5人
共創・国民民主	2人
国民民主党・友愛	2人
無所属	4人

※交渉会派は、5人以上の会派としている。

ウ 議員任期の特例

平成7年の阪神・淡路大震災により選挙期日と議員任期の開始が約2か月ずれている状況であったが、選挙期日と議員などの任期に係る特例法が制定されたことに伴い、議員の任期満了の日が令和5年4月となり、震災前の状況に戻りずれが解消されることになった。

② 議会の役職等について

ア 正副議長の選出方法

6月議会初日の本会議において投票で決定

イ 議選監査委員の選出方法

市会運営委員会の正副委員長による調整で選出会派を決定
ウ 常任委員会正副委員長の選出方法

委員長ポスト：7人以上会派の比例によりドント方式で割振り

※委員会数が6つのため、7人以上としている。

副委員長ポスト：全議員の比例によりドント方式で割振り

③ 本会議の質疑・質問等について

ア 形態及び発言時間、回数制限、質問残時間の把握方法

(ア) 質疑

会派代表制(無所属議員も可)による当初予算(関連議案を含む。)、
決算(関連議案を含む。)、又はその他議案(市長提出の一般議案・人
事関係案件、議員提出議案)に対する質疑

- ・実施日程：当初予算質疑及び決算質疑は2日間、その他の議案
質疑は1日間行う。
- ・質問方式：最初の発言は一括方式により行い、再質疑以降にお
いては一問一答方式を選択可能。
- ・発言人数：各会派の発言者数は、持ち時間により人数の上限を
設けている。

持ち時間	人数の上限
60分未満	1人
60分以上90分未満	2人
90分以上	60分を超える時間が30分増えるごとに1人を2人に加えた人数

- ・発言の順序：大会派順。無所属議員は全ての会派が終了した後
に行っている。

- ・発言時間：

全体の発言充当時間

2日間で行う当初予算・決算質疑：600分

1日間で行うその他議案質疑：300分

この発言充当時間の600時間又は300時間を「会派割」と「議員数割」とで1対2の比率に区分する。「会派割時間」を交渉会派、非交渉会派及び無所属とで5対3対2の比率により按分した時間と、「議員数割時間」を所属議員の数により按分した時間を合算したものを各会派の持ち時間としている。なお、各会派の質疑時間には再質疑及び答弁の時間も含めている。また、各会派の質疑時間は、5分単位できりの良い時間に調整している。

- ・ 発言回数：制限なし

(イ) 一般質問（個人質問）

個人制による市政一般に対する質問を行う。

- ・ 実施日程：定例会のそれぞれの集中審議期間の最終日に行う。
2月議会及び9月議会は1日間、6月議会及び11月議会は2日間行っている。
- ・ 質問方式：最初の発言は一括方式により行い、再質疑以降においては一問一答方式を選択可能。
- ・ 発言人数：質疑と同様に、各会派の発言者数は、持ち時間により人数の上限を設けている。
- ・ 発言の順序：大会派順。無所属議員は全ての会派が終了した後に行っている。

- ・ 発言時間：

全体の発言充当時間

2日間で行う場合（6月議会・11月議会）：600分

1日間で行う場合（2月議会・9月議会）：300分

この発言充当時間の600時間又は300時間を各会派に対して所属議員数により按分している。なお、持ち時間には再質問及び答弁の時間も含めている。

- ・ 発言回数：各議員とも1年間に1回以内。なお、所属議員の数が3人以下の会派は、年4回の一般質問の機会に対して3回以内の質問の機会しか得られないため、1年間の持ち時間を発言者で分ける必要がある。

イ 通告方法について

(ア) 質疑

本会議の3開庁日前まで

(イ) 一般質問

本会議の5開庁日前まで

④ 討論について

ア 通告方法について

質疑・質問ともに、議長宛てに、運営委員会の前開庁日までに発言通告書を提出する。

イ 全会派が賛成または反対している案件についての討論の可否

特に定めていない。

⑤ 議会運営委員会について

- ア 定 数：12人
イ 任 期：1年
ウ 設置根拠：神戸市会委員会条例
エ 委員及び正副委員長の選出方法：
・委員：交渉会派の比例によるドント方式で割り振る。
・正副委員長：会派間の調整により割り振る。
オ 協議事項の決定方法：多数決による。ただし、議会のルールに係る事項のため、全会一致を目指して協議を行っている。
カ 請願・陳情の付託、審査状況（今期）：0件

⑥ 予算審査について

正副議長を除く67人で予算特別委員会を構成している。また、その確認・協議の場である理事会については、委員長、副委員長（3人）及び理事（交渉会派から1人ずつ選出）の10人で構成している。

なお、分科会は、第1分科会から第3分科会の3つの担当部門ごとに分かれており、一つの分科会の委員数は22人で、委員長は分科会に所属していない。

ア 理事会の運営

- ・委員会立上げ後：委員会運営（運営方法、会派質疑順位・時間、質疑者数、委員長報告の作成順序等）の確認
- ・意見表明前：各会派の意見表明の順序及び内容の確認
- ・意見表明後・決定前：採決順序の確認、委員会の要望骨子案の提示
- ・意見決定後：委員会の要望骨子案の確認・協議
- ・採決される本会議の前日：委員長報告文案の確認・協議

イ 正副委員長・理事の選出方法

予算特別委員会の役員・分科員の割り振りは、2月議会開会1か月前の議運において、議運理事会にて調整することを確認したのち、議運理事会で議運正副委員長による調整を行うことを確認し進めている。なお、正副委員長は第1、第2会派から選出されることが多い。

ウ 審査方法

翌年度当初予算議案及び関連する議案は予算特別委員会に付託している。また、付託された議案は、3分科会に分かれて5日～6日間の局別審査を行っている。

なお、当年度補正予算や年度内での執行を予定する議案は常任委員会に付託している。

エ 質疑発言順位

分科会：初日は大会派順。2日目以降は順番が固定しないように交

渉会派・非交渉会派ごとに質疑順位を順次繰り下げている。

総括質疑：大会派順

オ 委員会の運営方法

- ・分科会は、所管部局の説明を受け、質疑を行っている。
- ・委員会は、市長に対する総括質疑及び意見決定を行うとしている。
- ・分科会の運営は、副委員長が行い、副委員長に事故があるときは、副委員長が指名する理事がその職務を行うとしている。
- ・委員会及び分科会における質疑の方法等は、委員長が理事会に諮って決定している。

カ 委員長報告

- ・分科会報告は行っていない。
- ・委員長報告は委員会において各会派から出された意見表明の要望項目と、各分科会での議論の内容を踏まえ作成している。
- ・予算が議決される本会議の前日の理事会で報告案について協議したのち、本会議において委員長から報告を行っている。

⑦ 決算審査について

正副議長及び議選監査委員を除く66人で決算特別委員会を構成している。また、その確認・協議の場である理事会については、委員長、副委員長（3人）及び理事（交渉会派から1人）の10人で構成している。

なお、分科会は、第1分科会から第3分科会の3つに担当部門ごとに分かれており、一つの分科会の委員数は21人から22人で、委員長は分科会に所属していない。

ア 理事会の運営

※決算特別委員会と同じ

イ 正副委員長・理事の選出方法

決算特別委員会の役員・分科員の割り振りは、9月議会開会1か月前の議運において、議運理事会にて調整することを確認したのち、議運理事会で議運正副委員長による調整を行うことを確認し進めている。なお、正副委員長は第1、第2会派から選出されることが多い。

ウ 審査方法

決算議案及び関連する議案を決算特別委員会に付託している。また、付託された議案は、3分科会に分かれて5日～6日間の局別審査を行っている。

エ 質疑発言順位

※決算特別委員会と同じ

オ 委員会の運営方法

※決算特別委員会と同じ

カ 委員長報告

- ・分科会報告は行っていない。
- ・委員長報告は委員会において各会派から出された意見表明の要望項目と、各分科会での議論の内容を踏まえ作成している。
- ・決算が認定される本会議の前日の理事会で報告案について協議したのち、本会議において委員長から報告を行っている。

⑧ その他の特別委員会について

ア 設置時期

特別委員会の設置、廃止等は、その都度運営委員会で協議している。

イ 正副委員長の選出方法

6月議会の1か月前の議運において、「理事会にて調整する」旨を確認したのち、理事会では、議運正副委員長による調整を行う旨を確認し進めている。

なお、委員の割り振りは、全議員比率に応じて決定し、理事については副委員長選出会派以外の交渉会派から1名ずつ選出することとしている。

ウ 審査方法

委員会は、付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができるとしている。また、常任委員会に係る会議事件は、本会議の議決により特別委員会に付託することができる。

なお、調査期間を1年としていることから、委員改選前の本会議において、1年間の活動報告を委員長から行っている。

エ 各特別委員会の設置日、定数及び開催日数

令和3年実績

常任委員会名	設置日
外郭団体に関する特別委員会	昭和52年から
大都市行財政制度に関する特別委員会	平成23年から
未来都市創造に関する特別委員会	平成26年から

※特別委員会の設置、廃止、委員定数の変更等は、その都度運営委員会で協議している。

⑨ 常任委員会について

ア 各常任委員会の定数及び開催日数（うち閉会中の開催日数）

令和3年実績

常任委員会名	定数	開催日数	うち閉会中開催
総務財政委員会	11人又は12人 ※議会の議決 で定める。	9日	1日
教育こども委員会		10日	2日
福祉環境委員会		9日	1日
建設防災委員会		8日	1日
経済港湾委員会		10日	1日
都市交通委員会		8日	1日

イ 閉会中の継続審査及び調査について

(ア) 本会議での議決内容

閉会中継続審査申出書にて、任期初年度の6月議会の議案採決日に議決している。なお、継続審査を申し出る案件がある場合は個別に申出書を議長宛て提出し、本会議にて議決している。

ウ 請願・陳情の審査

(ア) 請願の審査における紹介議員の趣旨説明

紹介議員の代表者は、当該請願が審査される最初の委員会に出席し、趣旨説明を行うことを例としている。趣旨説明は必ず陳述席から行うとしている。

(イ) 請願・陳情の審査に当たっての提出者の意見陳述の実施及びその方法

請願・陳情について口頭陳述を認めている。委員会が必要と認めるとき又は提出者から申し出があるときは、委員会に諮り、口頭陳述を受けることができる。請願の場合は、紹介議員の代表者の趣旨説明の後に行う。

なお、口頭陳述は、多くの請願・陳情の審査の際に行われており、時間は5分程度行っている。

エ 傍聴者への資料提供について

協議事項及び委員の座席表を配付し、会議資料はホームページを参照してもらうようにしている。

⑩ 請願・陳情の取扱いについて

ア 令和3年の受理件数

請願： 6件

陳情： 47件

イ 令和3年の処理状況 ※前年からの継続審査を処理したものを含む

請願：採択0件、不採択6件

陳情：採択3件、不採択20件、審査打切24件

ウ 請願と陳情の取扱いの差異

取扱いに差異はなく、基本的には請願・陳情ともすべて委員会に付

託し審査している。

ただし、請願は、議会の議決で委員会の付託を省略することができる。陳情は、規定はないが、議員個人の議場外での発言に関する陳情について、議長から市会運営委員会理事会に意見を伺い、委員会審査に馴染まないことを理由に、議長として委員会に送付しないと決定した事例がある。

エ 付託の時期

請願は、議会の会期中に受理している。会期外に提出された場合は、市会が始まるまで預かっている。提出期限は、請願を上程する本会議の7日前の正午としている。

陳情は、随時受付しているが、委員会が議題とする陳情は、委員会の7日前の正午までに提出された陳情に限定している。

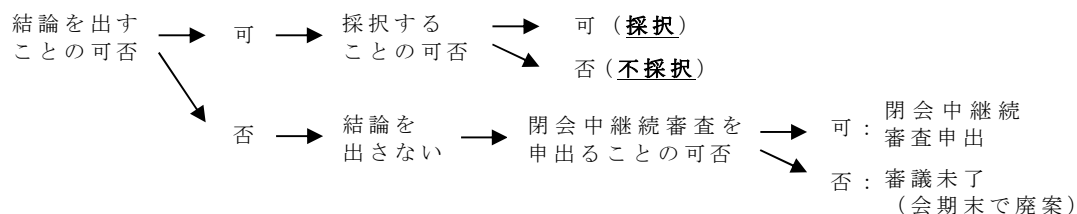
オ 審査方法

基本的に議会開会中の常任委員会で審査を行っている。審査方法は、提出者が申し出た場合は最初に口頭陳述を行い、その後理事者からその請願・陳情に対する現状や市の考え方を説明させ、理事者に対する質疑等を行った上で意見決定を行う。

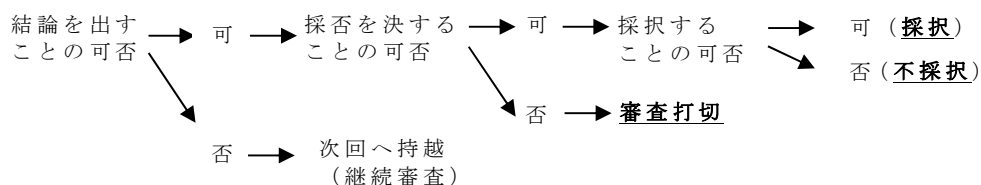
委員会での意見決定では、請願では「結論を出さない」、「採択」、「不採択」のいずれかに決定し、陳情では「結論を出さない」、「採択」、「不採択」、「審査打切」のいずれかに決定している。

また、結論については、請願・陳情のいずれも審査結果を文書をもって議長に報告している。なお、請願については、採択と決定した後、本会議においてその旨を報告するが、陳情は委員会の結論を議会の結論として、本会議への報告はしていない。

《請願の委員会審査における採決の流れ》



《陳情の委員会審査における採決の流れ》



⑪ 自席における発言について

ア 自席におけるマイク設備の有無

議員：有

理事者：有

イ 自席における発言機会

議員：簡易な事項のみ

理事者：議案の提案説明

⑫ 議場の設備（演壇、発言台等）について

《演壇》

ア 使用機会

議員：質疑、質問、討論、委員長報告、提案説明、挨拶等

理事者：開会・閉会の市長挨拶、監査委員・人事委員長の報告、当初予算の提案説明（市長）

イ 発言後から次の発言までの待機場所

議員：特になし（再質疑・再質問以降は発言台で行う）

ウ 次の発言者の待機場所

議員：自席

理事者：自席

《発言台》

ア 使用機会

議員：再質疑・再質問、予算特別委員会・決算特別委員会総括質疑

理事者：なし

イ 発言後から次の発言までの待機場所

議員：発言台

ウ 次の発言者の待機場所

議員：自席

(5) 主な質疑内容等

(委員) 本会議における3月31日の開催状況について

(説明者) 神戸市会は2会期制を採用しており、第1回定例会は前期集中期間（2月議会）及び後期集中期間（6月議会）とし、第2回定例会は前期集中期間（9月議会）及び後期集中期間（12月議会）としている。3月31日に地方税法等の改正により本会議を開催し、委員会審査し、採決まで行うこともあるが、案件によっては3月26日頃の当初の採決日に取り扱うこともある。また、4月に改正が必要のないものなどは、6月議会で扱うなど、毎年3月

31日に本会議を開催しているわけではない。

(委員) 市長の専決処分の実施状況について

(説明者) 平成23年以降に1度のみ事例があり、新型コロナウイルス感染症の給付金に係る補正予算について、与党系の会派から市長に対して急ぎ対応するよう要請し、市長の専決処分を行ったことがある。

(委員) 補正予算における質疑の取扱いについて

(説明者) 議案に対する質疑は、無所属議員を含めて発言することができる。追加議案として提出される補正予算について、昨年12月の子育て世帯への臨時特別給付金は、12月の本会議で取扱い、無所属議員も質疑を行っている。

(委員) 補正予算に対する委員会審査の取扱いについて

(説明者) 補正予算の内容により委員会に付託しており、昨年12月の子育て世帯への臨時特別給付金は、教育こども委員会に付託し審査を行った。

(委員) 各会派の質疑時間の考えについて

(説明者) 質疑には当初予算、決算、その他の議案に対する質疑があるが、無所属議員のその他の議案に対する質疑時間について、単純に比例配分すると、一人5分となるが、答弁も含んだ時間で5分では質疑ができないため、一人当たり10分としている。

(委員) 市会ホームページへの議案に対する採決態度の公開方法について

(説明者) 市会ホームページに議案等に対する各会派の賛否一覧を掲載している。

(委員) 発言通告書の記載内容について

(説明者) 発言種別に、質疑、質問、討論、一身上の弁明及び議事進行発言を記載しているが、一身上の弁明や議事進行発言はあまり例がない。

(委員) 議会運営委員会における多数決で決定した事例について

(説明者) 多数決を認めているものの、全会一致を目指して議論をしているため、あまり例はないが、委員会のオンライン出席を議論した際に、新型コロナウイルス感染症の陽性者の出席について、自己判断とするとの意見と出席を認めないとの意見があり、議論が平行線となったことから、多数意見の自己判断とする取扱いとした事例がある。

(委員) 事前調整の場としての団長会議等の会議体の有無について

(説明者) 事前調整は正副委員長と理事で構成する理事会で協議を行っており、非公開で開催している。理事以外の議員が出席した事例と

して、委員会のオンライン出席について協議を行った際に、詳しい議員の出席を認めた事例がある。

(委員) 分割付託した請願・陳情の取扱いについて

(説明者) 請願・陳情に複数の要望項目がある場合は、項目ごとに分割付託ができるとしており、付託した委員会によって採択、不採択が異なる場合には、本会議での採択と異なることも考えられる。

(委員) 請願・陳情の審査における口頭陳述の実施状況について

(説明者) 請願・陳情の口頭陳述は昭和51年から実施しており、審査の際に、提出者の申し出により、7～8割程度の提出者が口頭陳述を行っている。

(委員) 同趣旨の陳情が複数提出された際の口頭陳述の取扱いについて

(説明者) 同趣旨の陳情が複数提出された場合に、口頭陳述の一人当たりの発言時間を短くして実施した例がある。

(委員) 付託しない陳情の取扱いについて

(説明者) 市外で郵送により提出されたもの等は要望書扱いとしている。

(委員) 会議規則における演壇及び発言台の用語の使い分けについて

(説明者) 会議規則では、「発言は、すべて、議長の許可を得た後、登壇しなければならない。」と規定しており、登壇の場所は指定していない。

(委員) 発言台の設置時期について

(説明者) 平成23年に議員定数を削減した際に空席となった席を活用し、発言台としている。

(委員) 市会だよりの配付方法について

(説明者) 年4回発行しており、一回に85万部作成し、執行部が作成する広報紙K O B Eに折り込み一緒に各戸配付している。配付に係る費用については、その一部を負担している。

(委員) 市会だよりの掲載内容について

(説明者) 本会議での質疑・質問内容を150文字程度にまとめて掲載しているが、即時性が薄いため、現在掲載内容の見直しを協議しており、T w i t t e r等の活用を検討している。

(委員) 行政区ごとの議員が集まる会議の実施状況について

(説明者) 各区役所が主体となり、年1、2回程度開催されているが、議会局としての関わりがないため詳細は把握していない。

(委員) 本会議場を活用した市民報告会の開催内容について

(説明者) 今年5月に市民報告会を議場で開催し、委員会の活動状況や市長への提言内容について、議員から市民に対して報告を行った。市民は議員席に座り、議員との意見交換を行った。